

名古屋港管理組合公報

令和3年4月30日
(金曜日)
第43号

目次

○港湾施設の変更	1
○港湾施設の使用停止	2
○港湾施設の使用再開	2
公 告	
○情報公開制度の運用状況	3
○個人情報保護制度の運用状況	4
○出資法人等及び指定管理者の情報公開制度の運用状況	4

告 示

名古屋港管理組合告示第23号

次の港湾施設は、令和3年4月17日から停止面積を変更した。
令和3年4月30日

名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 大村 秀章

施設の種類 荷さばき地
変更前
区画を定めた荷さばき地

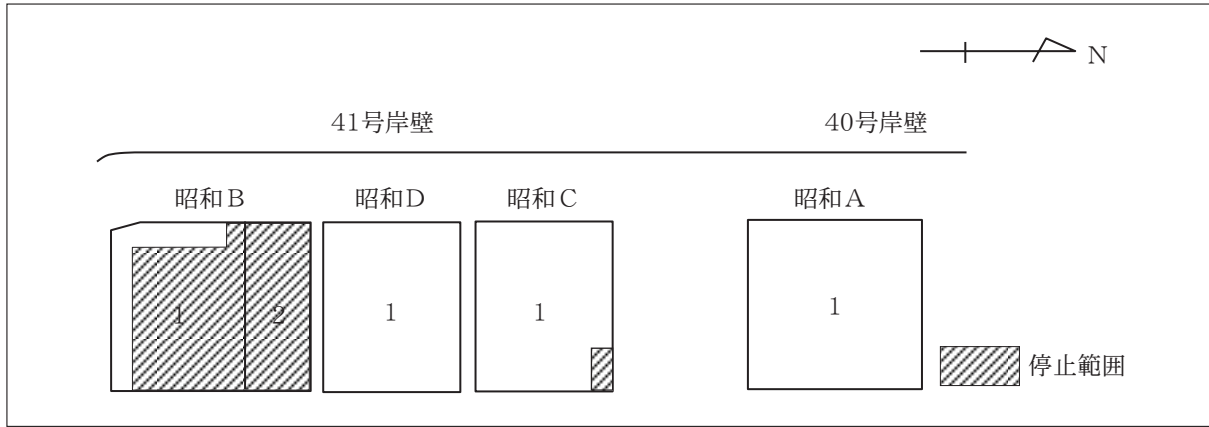
名 称 (括弧内は、その略称)	等級	位 置	面 積	区 画
昭和ふ頭B荷さばき地 (昭和B)	2 ^級	41号岸壁隣接	1,579 <small>平方メートル</small>	図による
昭和ふ頭C荷さばき地 (昭和C)	2	41号岸壁隣接	1,099	図による

(図は省略)

区画を定めた荷さばき地

名 称 (括弧内は、その略称)	等級	位 置	面 積	区 画
昭和ふ頭B荷さばき地 (昭和B)	2 ^級	41号岸壁隣接	1,536 <small>平方メートル</small>	図による
昭和ふ頭C荷さばき地 (昭和C)	2	41号岸壁隣接	37	図による

図 (昭和ふ頭A～D荷さばき地)



備考

- 1 数字は、区画の名称を示す。
- 2 昭和Aの区画の面積は、1は1,444平方メートルである。
- 3 昭和Bの区画の面積は、1は1,327平方メートル（927平方メートル停止）、2は609平方メートル（全停止）である。
- 4 昭和Cの区画の面積は、1は1,099平方メートル（37平方メートル停止）である。
- 5 昭和Dの区画の面積は、1は1,099平方メートルである。

名古屋港管理組合告示第24号

次の港湾施設は、令和3年5月1日から当分の間、使用を停止する。
令和3年4月30日

名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 大村 秀章

施設の種類 荷さばき地
区画を定めた荷さばき地

名称 (括弧内は、その略称)	等級	位置	面積 <small>平方メートル</small>	区画
稲永ふ頭北A荷さばき地 (稲北A)	1 ^級	15号岸壁及び 16号岸壁隣接	2,502	区画13、14、15、16、 17、18、19、20、21、 31及び32

名古屋港管理組合告示第25号

令和3年名古屋港管理組合告示第17号で使用停止した次の港湾施設は、令和3年4月17日から使用を再開した。
令和3年4月30日

名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 大村 秀章

施設の種類 荷さばき地
区画を定めた荷さばき地

名称 (括弧内は、その略称)	等級	位置	面積 <small>平方メートル</small>	区画
昭和ふ頭D荷さばき地 (昭和D)	2 ^級	41号岸壁隣接	1,099	区画1

公 告

名古屋港管理組合公告

名古屋港管理組合情報公開条例（平成12年名古屋港管理組合条例第7号。以下「条例」という。）第25条第2項の規定に基づき、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間における行政文書の開示の実施状況を次のように公表する。

令和3年4月30日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 大村 秀章

1 行政文書の開示の実施状況

実施機関	義務開示				任意開示			
	請求件数	決定内容			申出件数	決定内容		
		開示	一部開示	不開示		開示	一部開示	不開示
管 理 者	121 <small>件</small>	119 <small>件</small>	2 <small>件</small>	0 <small>件</small>	0 <small>件</small>	0 <small>件</small>	0 <small>件</small>	0 <small>件</small>
監 査 委 員	0	0	0	0	0	0	0	0
議 会	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	121	119	2	0	0	0	0	0

備考

- 1 義務開示とは、条例に基づき実施機関が義務として行うものをいう。
- 2 任意開示とは、条例附則第3項に規定するものをいう。

2 不服申立ての状況

なし

名古屋港管理組合公告

名古屋港管理組合個人情報保護条例（平成18年名古屋港管理組合条例第4号。以下「条例」という。）第47条第2項の規定に基づき、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間における個人情報保護制度の運用状況を次のように公表する。
令和3年4月30日

名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 大村 秀章

1 個人情報取扱事務の登録状況

実施機関	登録件数
管理者	176 <small>件</small>
監査委員	12
合計	188

2 自己情報の開示請求の状況

実施機関	請求書による請求				口頭による請求			
	請求件数	決定内容			請求件数	決定内容		
		開示	一部開示	不開示		開示	一部開示	不開示
管理者	0 <small>件</small>	0 <small>件</small>	0 <small>件</small>	0 <small>件</small>	2 <small>件</small>	2 <small>件</small>	0 <small>件</small>	0 <small>件</small>
監査委員	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	2	2	0	0

備考 口頭による請求とは、条例第14条第1項ただし書の規定に基づく開示請求をいう。

3 自己情報の訂正請求の状況

なし

4 自己情報の利用停止請求の状況

なし

5 審査請求の状況

なし

名古屋港管理組合公告

名古屋港管理組合情報公開条例（平成12年名古屋港管理組合条例第7号。以下「条例」という。）第27条及び第28条の規定に基づき、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間における出資法人等及び指定管理者の情報公開の開示の実施状況を次のように公表する。

令和3年4月30日

名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 大村 秀章

1 開示の実施状況

(1) 出資法人等

出資法人等	開示申出件数	決 定 内 容			合 計
		開 示	一部開示	不開示	
公益財団法人 名古屋みなと振興財団	0 ^件	0 ^件	0 ^件	0 ^件	0 ^件
公益財団法人 名古屋港緑地保全協会	0	0	0	0	0
名古屋港埠頭株式会社	0	0	0	0	0
名古屋港鉄鋼埠頭株式会社	0	0	0	0	0
名古屋臨海鉄道株式会社	0	0	0	0	0
名古屋四日市国際港湾株式会社	0	0	0	0	0

備考

出資法人等とは、本組合が出資する法人その他本組合が財政的援助等を与える法人等のうち、平成25年名古屋港管理組合告示第7号で指定したものをいう。

(2) 指定管理者

指定管理者	開示申出件数	決 定 内 容			合 計
		開 示	一部開示	不開示	
公益財団法人 名古屋みなと振興財団	0 ^件	0 ^件	0 ^件	0 ^件	0 ^件
公益財団法人 名古屋港緑地保全協会	0	0	0	0	0
名管本庁舎PFI株式会社	0	0	0	0	0
株式会社日誠	0	0	0	0	0
株式会社ウッドフレンズ	0	0	0	0	0
新舞子ポートパーク運営共同企業体	0	0	0	0	0

2 異議の申出の状況

なし

発行所 名古屋市港区港町1番11号

名古屋港管理組合